

# 税政連のしおり

税政連は税理士会の要望を実現する団体です



日本税理士政治連盟



## 税理士法

### (税理士の使命)

第1条 税理士は、税務に関する専門家として、独立した公正な立場において、申告納税制度の理念にそつて、納税義務者の信頼にこたえ、租税に関する法令に規定された納税義務の適正な実現を図ることを使命とする。

### (建議権)

第49条の11 税理士会は、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について、権限のある官公署に建議し、またはその諮問に答申することができる。

第49条の15 …第49条の11の規定は、日本税理士会連合会について準用する。

※税政連関係図P 7図表の注1参照

## 日本税理士会連合会会則

### (目的)

第2条 本会は、税理士及び税理士法人の使命及び職責にかんがみ、税理士及び税理士法人の義務の遵守及び税理士業務の改善進歩に資するため、税理士会及びその会員に対する指導、連絡及び監督に関する事務を行い、並びに税理士の登録及び税理士法人の届出に関する事務を行うことを目的とする。

## 日本税理士政治連盟規約

### (目的)

第4条 本連盟は、日本税理士会連合会の方針に添い、税理士の社会的、経済的地位の向上を図るとともに、納税者のための税理士制度及び租税制度並びに税務行政を確立するため、必要な政治活動を行うことを目的とする。

### (事業)

第5条 本連盟は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 税理士及び納税者の政治意識並びに租税倫理の高揚を図るための政治活動
- (2) 政府、政党及び国会議員等に対する陳情、請願等の政治活動
- (3) 公職選挙法及び政治資金規正法に基づく諸活動
- (4) 単位税理士政治連盟及びその会員に対する情報の提供並びに機関紙の発行
- (5) 日本税理士会連合会及び単位税理士政治連盟との連絡調整並びに連携の強化
- (6) 前各号のほか本連盟の目的達成に必要な事業

# I

## なぜ税政連が必要か

税理士制度を維持し、その拡大・発展を図るには政治を離れて考えることはできず、われわれの業界の発展は政治活動抜きというわけにはいきません。

税理士会があって、さらに税理士政治連盟（税政連）が必要なのはなぜかという疑問がおありでしょう。税理士会は、強制入会の特別法人であるため政治活動を行うには限界があります。これを補う意味から税政連が必要なのです。

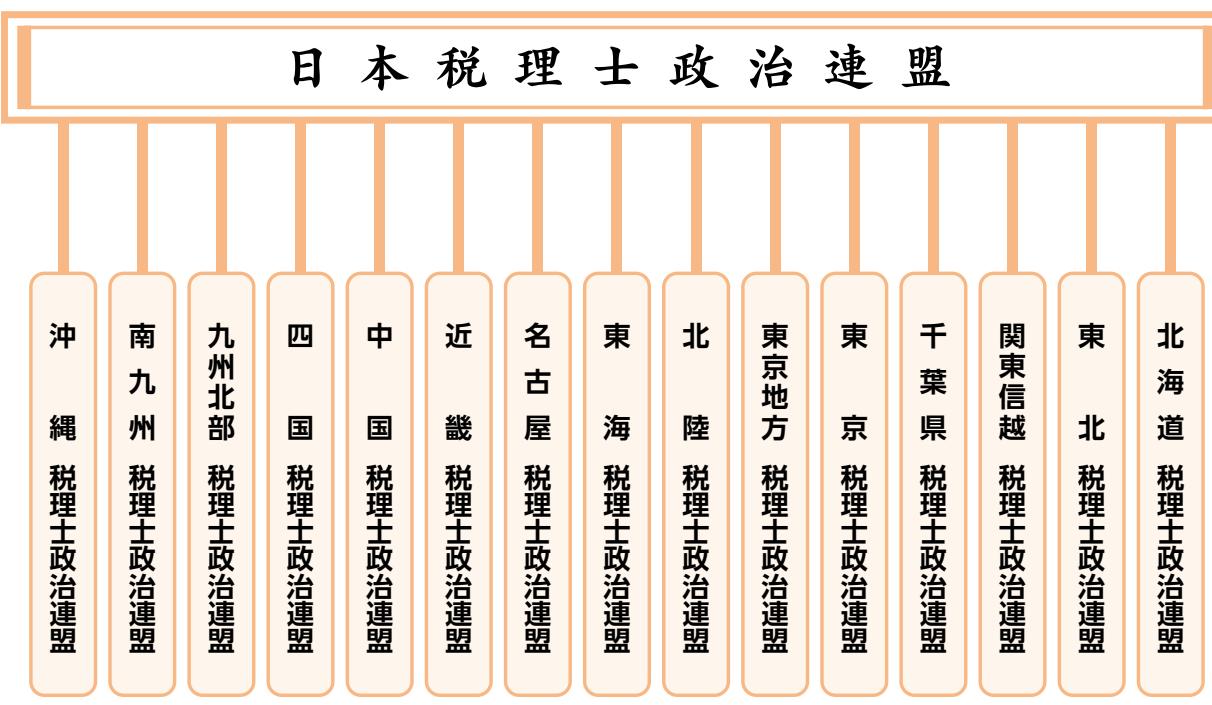
# II

## 税理士会の要望を実現する団体

税理士会は税理士法に基づく特別法人であるのに対して、税政連は政治資金規正法に基づく団体です。

このように、法的組織としては別個の団体ですが、税理士会の要望を実現するための政治活動を税政連が受け持っているということです。

現在、全国15の税理士会ごとに単位税政連を結成し、全国統一連合体として日本税理士政治連盟（日税政）が組織されています。



日本税理士政治連盟 組織図



## III

## 税理士会との違い

税理士会は、会員の業務の改善進歩に資するため、指導、連絡及び監督に関する事務を行うことを目的としています。更に税務行政や税理士の権益に関する制度などについて調査研究を行い、必要に応じこれらの事項について建議し又は諮詢に答申する役割があります。後者は、法律に関わるものであり、立法化されて初めて価値のあるものとなります。このように我々の身分と業務は法律に密接に関係しており、より良いものにするには、政治力が必要になります。ところが税理士会は特別法人であり政治活動が制限されているので、税政連が税理士会の要望の実現に向けて政治活動をしています。

## IV

## 税理士制度を発展させるために

税政連は、例えば税制改正、税理士法改正など税理士制度や税理士の権益に関する問題について、税理士の立場から政治活動を通じて解決を図ろうとする団体です。税理士制度や税理士の権益に直接関係のない、一般的な政治的主張を実現しようとする政党のような政治団体ではありません。

税政連が「税理士制度の発展及び税理士の権益の確保・拡充」という目的を達成するためには、全税理士が一つに結集してこそ、大きな政治力を發揮できるのです。もちろん、個人の思想・信条は自由であり、いささかも個人の自由を制約するものではありません。

税政連の活動によって多くの成果を得ることができました。この成果の恩恵は、税理士会員のすべてが等しく享受しているものですので、税理士会員全員が税政連に参加していただくことが望ましいものです。



第56回定期大会であいさつする太田会長

# V

## 税政連の活動は

税理士会の要望の実現に向けて、政党や国会議員に働きかけを行っています。これを効果あるものにするために選挙に際しては推薦候補者を決定し、その選挙の支援活動を行うことが重要な施策です。

# VI

## 後援会活動の重要性

税理士制度の維持発展および税制改正の実現において「税理士による国会議員等後援会」はとりわけ重要な役割を担っています。令和5年現在、約340を超える数の後援会が国会議員等に対する支援活動を行っています。後援会は被後援者の政治活動を税務の専門家としての立場からバックアップし、税制改正に関する陳情を行うことで国会議員との密接な関係を構築しながら、要望項目の実現を図っていきます。税理士による後援会は他士業と比べても数が多く、税政連活動の大きな軸となっています。

# VII

## 小さな負担で大きな成果を

税政連の財政は、現在、会費と寄附金によって賄っています。税政連が活発な活動を展開して、より大きな成果を得るためにには、皆さんに会費を負担していただくことが大きな力になるのです。

# VIII

## 税政連の生き立ち

日本税理士政治連盟の前身である全国納稅者政治連盟は、政府の税理士法改正作業が進められる中、昭和38年10月17日、東京・日比谷公会堂に全国から税理士及び一般納稅者約3,500人を集め、政界をはじめ来賓多数を迎えて盛大な結成式を行いました。この組織は、税理士会員とその関与先及び家族、従業員が大同団結して、納稅者を真に理解し、明るい税務行政の樹立のために貢献を惜しまない政治家を国政に送り、全納稅者がひとしく社会福祉の恵沢を確保しようとすることにありました。

全国納稅者政治連盟は、昭和43年に日本税理士会連合会との関係をより明確化するため、日本税理士政治連盟と名称を変更して今日に至っております。

この間、税理士法の改正を実現し、税制改正、商法改正、職域の防衛・拡大等に組織をあげて対応してきました。



太田会長と鈴木俊一財務大臣



## IX

# 税政連の成果と課題

## 1. 税理士法改正

税理士制度は、昭和17年、税務代理士法によって法制化され、昭和26年に税理士法が制定されました。以来、昭和31年、昭和36年、平成13年、平成26年、令和4年と大きな改正が行われました。税政連は、税理士会と連携して納税者に信頼される制度として税理士法が改正されるよう活動を進めています。

### «税理士法改正の歩み»

#### (1) 昭和17年から平成26年における税理士法改正

昭和17年 税務代理士法制定

昭和26年 税務代理士法から税理士法への改変

##### 税理士法改正

- 計算事項等を記載した書面の添付制度の新設
- 税理士会への強制加入制度の創設 など

昭和36年 税理士法改正

- 税理士会への登録事務の移譲 など

##### 税理士法改正

- 税理士の使命の明確化
- 税理士業務の拡大と充実
- 登録即入会制への移行 など

##### 税理士法改正

- 租税に関する訴訟における補佐人制度を創設
- 資格取得の免除制度の見直し
- 税理士法人制度の創設 など

##### 税理士法改正

- 租税教育への取り組みの推進
- 補助税理士制度の見直し
- 公認会計士に係る資格付与の見直し
- 税理士証票の定期交換 など

## (2) 令和4年の税理士法改正

令和4年においては、次の14項目の見直しが行われました。最重要要望項目であった税理士業務のICT化推進の明確化については、税政連が極めて重要な役割を担いました。長い年月をかけて、政府・与党の税制改正大綱にその方向性を継続的に盛り込み、各党に設置された税理士制度の議員連盟を通じて有力議員の理解を得ながら、関係団体との意見調整を進める等、日税連と連携し改正を進めました。

### 【令和4年税理士法改正の見直し項目】

- 税理士業務におけるICT化推進の明確化
- 税務代理における利便の向上
- 税理士会等の通知等の電子化
- 電子記録媒体の見直し
- 事務所規定の見直し
- 受験資格要件の見直し
- 税理士法人の業務範囲の拡充
- 社員税理士の法定脱退事由の整備
- 懲戒逃れをする税理士への対応の強化
- 質問検査権の対象範囲の拡大
- 関係人等への協力要請制度の創設
- 税理士法懲戒処分等の除斥期間の創設
- 法33条の2に規定する書面の名称変更及び資産税用の様式制定
- 税理士試験の受験申込書に添付する写真の規格の見直し



令和4年3月22日参議院本会議で可決  
(写真提供：大蔵財務協会)

## (3) 今後の税理士法改正

日税連は、日税連と連携し、税理士制度が納税者にとってなくてはならない制度であり続けるために、また、次世代を担う人々にとって魅力のある制度であり続けるために、地域に密着した税政連活動をより一層推進し、国会議員へアピールする力をさらに強化してまいります。

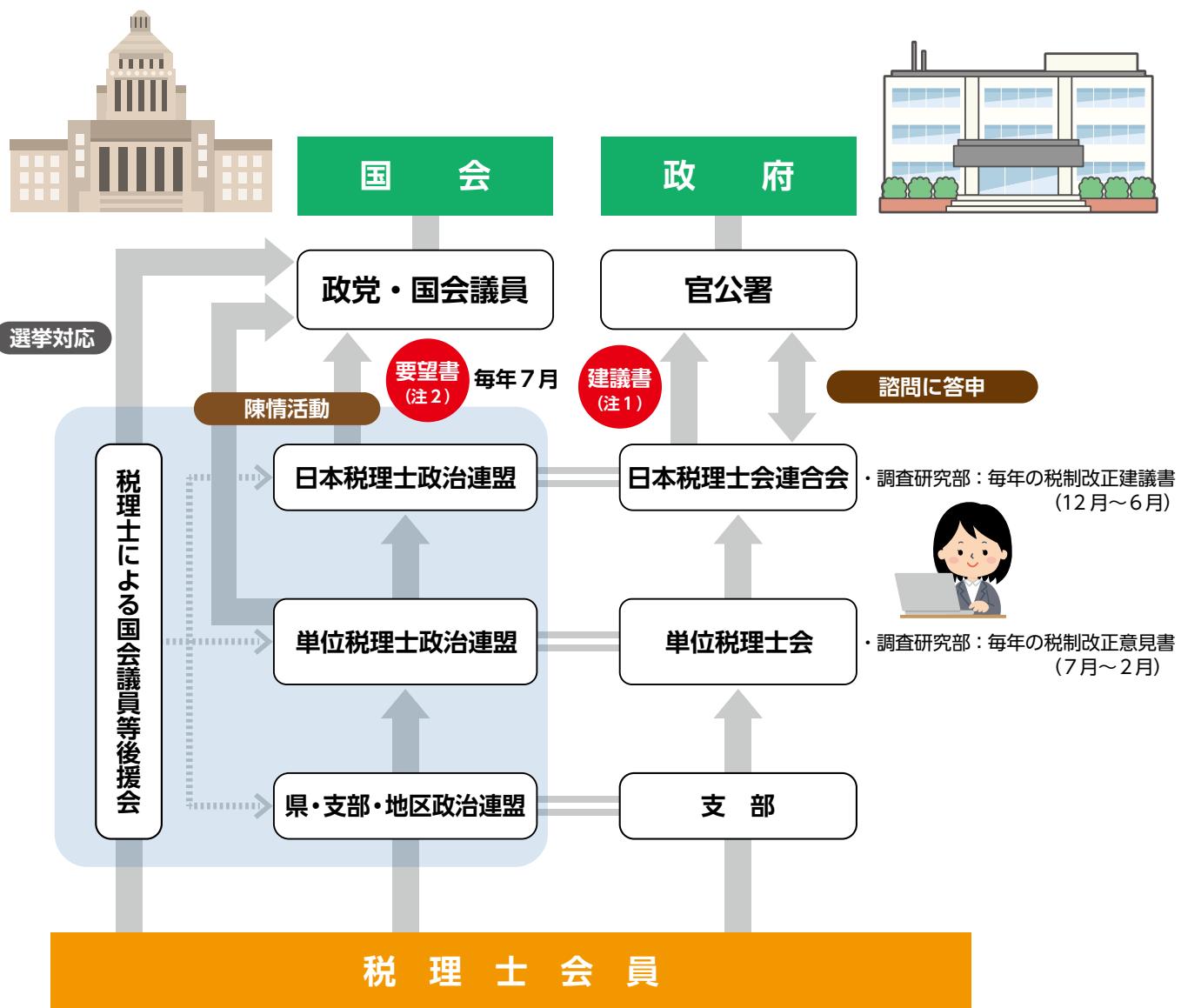
そのためには、すべての税理士が税政連の組織を理解し、税政連の活動に積極的に参加していただくことが不可欠なのです。



自民党税理士制度改革推進議員連盟総会で  
税制改正について要望



## 税政連関係図（税理士法改正・税制改正の流れ）



### 注1. 建議書の作成・提出・実現

建議とは「意見を申し立てること。その意見。」であり、日税連は各税理士会から提出された意見書などを基に審議し、毎年6月に税制改正に関する建議書などをとりまとめる。同時に日税政からも、調査研究部などの検討に加わっており、日税連と日税政間において建議書作成のための調整が行われる。

そして政治活動が制限されている税理士会とは別組織の税政連が、税理士会の要望実現に向けて建議書を基に政治活動（陳情活動その他）を行うのである。

### 注2. 要望書の作成

日税政は、日税連が作成する建議書を基に税制改正要望書を作成し、国會議員等へ陳情を行っている。

## 2. 税制改正

(1) 每年の税制改正に対して、日本税理士会連合会は、唯一の税務の専門家として税制建議を権限ある官公署に提出しています。税政連は、この日税連の税制建議を実現するため、税制改正が審議される政党・国会議員等への要望等を進めています。

日本税理士会連合会の税制建議を受けて、その実現の運動を展開したところ、次のような項目（一部実現したもの等を含む）が実現しました。

### 【令和4年度税制改正大綱に取り上げられた主要な要望項目】

- ・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の延長
- ・交際費等の損金不算入制度の見直し
- ・財産債務調査の提出期限等の見直し
- ・法人版事業承継税制（特例措置）に係る対応期限の延長

### 【令和3年度税制改正大綱に取り上げられた主要な要望項目】

- ・中小企業等の法人税の軽減税率の特例などの延長
- ・コロナ禍による欠損金の取扱いの緩和措置
- ・電子帳簿等保存制度の見直し
- ・個人住民税における上場株式等の配当所得等に係る申告手続の簡素化

### 【令和2年以前の実現項目（一部実現項目を含む）】

- ・寡婦（寡夫）控除の適用要件の見直し
- ・事業承継税制における資産保有型会社の判定時期の見直し
- ・事業承継税制における適用要件の大幅緩和
- ・災害関連税制の常設化
- ・特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止
- ・個人事業者の消費税の納期限を3月末日に延長
- ・小規模事業者の年末調整にかかる源泉所得税の納付期限の延長
- ・非上場株式等に係る相続税及び贈与税の納税猶予制度における諸要件の緩和
- ・相続税の連帯納付義務制度の見直し
- ・更正の請求期間の延長

(2) 時代に適合する税制改正のため、税政連は積極的に対応しています。

近年、消費税の軽減税率や法人税の引き下げに伴う中小法人税制の見直し、所得控除の見直しなど、税制改革が政治の重要なテーマになり、税政連の役割が一層重要になってきています。

税政連は、①公平な税負担、②理解と納得のできる税制、③適正な事務負担、④時代に適合する税制、⑤透明な税務行政の5つを基本的な視点として、税理士会の税制改正建議の実現のため、全国に約340を超える税理士による国会議員等後援会と連携して、税制改正要望を国会議員へ陳情するなど、積極的に対応しています。税制改正要望実現のキーパーソンは、一人一人の税理士であり、地域に密着した全国の税政連活動の積み重ねが、要望実現につながるのです。



## 3. 税理士会の社会貢献活動の推進

税政連は、政府が進める規制改革や社会保障・税番号制度（マイナンバー）等の政策について、税理士制度に重大な影響を及ぼし納税者に不測の損害を与えることのないよう、日税連と連携して積極的に対応しています。

### （1）コロナ禍における中小企業への支援

新型コロナウイルス感染症の拡大は、中小企業にとって経営の持続が困難になるなど深刻な影響があります。日税政は、日税連と連携して、新型コロナウイルス感染症に係る緊急要望等を推薦国会議員等に働きかけた結果、所得税・法人税等の確定申告期限の延長や、中小企業の経営支援策が措置されました。

### （2）税務支援



税理士会の税務支援事業を視察する西田昌司議員  
(自民党税理士制度改革推進議員連盟幹事長)

税理士会は、小規模納税者等を対象として無償又は著しく低い報酬で税務相談等を行う税務支援事業に取り組んでいます。毎年、全国で約131万人の納税者の相談に応じており、税理士の延従事人数は約10万人に上ります。

税政連は、これらの税務支援事業のうち、税理士会が確定申告期に行っている税務支援について推薦国会議員等による視察を企画し実施しています。また、団体等が低廉な費用で行う小規模事業者指導については、記帳指導の目的を逸脱して、税理士の業務を侵害することのないよう注視して対応しています。日税連においては、全国商工会連合会と秩序ある税務指導体制の確立を目指して交渉を行い、協定を結んでおります。

### （3）地方公共団体の監査制度

すべての地方公共団体は、財政のより一層の健全化に資するために、監査委員による内部監査を行なっており、都道府県・政令指定都市、中核市等は、このほかに、税理士、弁護士、公認会計士等の外部の専門家による外部監査を行なっています。税務の専門家である税理士は、税金の使われ方などについて、住民の視点に立った外部監査を行い、よりよい地域自治に貢献しています。

この外部監査制度を導入する地方自治法の改正に当たって、当初はその担い手として税理士が明記されていませんでしたが、監査の実効性を担保するためには税理士を活用すべきであるとして運動を展開した結果、法案が修正され、税理士が担い手として明記されました。

日税政は、日税連と連携して、監査委員や外部監査制度における税理士選任の推進に積極的に対応しています。その結果、包括監査人監査を行う100を超える地方公共団体において税理士が包括外部監査人に選任されました。

### （4）補佐人制度

平成13年の税理士法改正により、税理士が税務訴訟において弁護士とともに出頭し、租税に関する事項について陳述をすることができるようになりました。

## **(5) 政治資金監査人制度**

国会議員関係政治団体は、政治資金規正法により、収支報告書、会計帳簿、領収書等について、登録政治資金監査人（政治資金適正化委員会の登録を受けた税理士、弁護士、公認会計士）による政治資金監査を受けることが義務付けられています。

登録政治資金監査人制度については、税理士が積極的に登録政治資金監査人として登録し、当該調査に従事するよう、日税連・日税政と連携し必要な施策を講じています。令和4年11月30日現在、登録政治資金監査人5,086人中、税理士の登録は3,800人に上ります。

## **(6) 政策担当秘書制度**

平成30年、日税政が、日税連と連携して要望してきた「国会議員の政策担当秘書資格試験等実施規定」の改正が実現し、税理士が政策担当秘書の選考採用審査認定を受けることができるものに追加されました。国会議員の政策担当秘書は、国会議員の政策立案・立法調査機能を高めるために創設されたものです。平成30年の改正以前は、政策担当秘書資格試験等実施規定では、その審査認定を受けることができる者について「司法試験、公認会計士試験、国会公務員採用I種試験等に合格している者」に限られていましたが、税政連は税理士会と連携してこれに税理士を加えるべく活動を進めた結果、この規定が改正され、要望が実現しました。

## **(7) 社会福祉法人**

平成29年4月1日施行の改正社会福祉法により、一定規模以下の社会福祉法人に対し義務付けられた社会福祉充実計画の作成に、税理士が関与することになりました。

## **(8) 行政不服申立制度**

地方公共団体には、行政不服審査法により、審理員及び不服申し立ての諮問機関としての第三者機関の設置が義務付けられています。税理士が審理員及び第三者機関の委員として活用されるよう、地方公共団体等に対し要望をしています。

## **(9) 租税教育**

日税連が積極的に推進する租税教育に関しては、文部科学大臣や関係の閣僚や議員に対し、税理士が行う租税教育へのより一層の理解と支援を求めるなど、積極的に対応しています。

## **(10) 成年後見支援制度**

成年後見制度は、認知症など判断能力が十分でない方の身上保護と財産管理の手助けをする制度です。日税連は、税理士が税務の専門家であり、相続、贈与、財産管理に関する専門家としての能力が活用されるよう、各税理士会に成年後見支援センターを設置し、研修を行い、全国の家庭裁判所へ成年後見人となる税理士の名簿を提出する等の事業を行っています。

また、令和4年3月の税理士法施行規則の改正により、税理士法人が成年後見人等の事務を行うことができるようになりました。



## 4. 中小企業支援等

税理士会は、中小企業を支援するため、中小企業会計指針及び中小企業会計要領の作成をはじめ、政府に協力して経営支援等を行っています。例えば、税理士は中小企業経営力強化支援法による認定支援機関制度の担い手の一つとされるなど、税理士法以外の法律においても、その職能を活用することが求められてきています。税政連は、これらの税理士の職能を活用した制度の検討にあたって、日税連と連携して、税理士会の要望実現のために積極的に対応しています。特に、会計参与については、会社法において税理士がその有資格者として規定されています。会計参与は、主として中小企業の計算書類の信頼性を高めるため、取締役と共同して計算書類を作成し、会社とは別に備え置き、開示する職務等を担うものです。税政連は、平成17年の会社法制定時には、会計参与制度の導入を訴え、その実現に努めました。また、日税政は日税連と共に、関係議員等に対し、税理士の専門家としての能力活用等を訴えるなど、積極的に対応しています。

## 5. 業務対策等

### (1) 業務対策

税政連は、税理士制度に抵触するおそれのある隣接士業の制度改革や関連団体の事業などに対して、日税連と連携して、積極的に対応しています。昭和56年、平成4年、平成10年と数次にわたり、全国社会保険労務士会連合会は、社会保険労務士法を改正し、税理士が税理士業務に付随して行う社会保険労務士の業務について撤廃を求めて運動を行いましたが、これを阻止し、従来どおり税理士業務に付随して行う社会保険労務士の業務はできることとしました。その後も、業務の範囲をめぐって一部に混乱があったことから、日税連は、全国社会保険労務士会連合会と折衝し、平成14年、確認事項として協定を締結しました。税政連は、このほかにも、日税連と連携して、税理士制度の維持発展を阻害する恐れのある動向に対して、情報を収集し迅速的確に対応しています。

### (2) 規制改革政策における資格制度への検討

規制改革会議等の政府の審議機関においては、かつて税理士をはじめとする資格のあり方が議論され、強制入会制や業務独占のあり方を見直すべきとの動きがありました。税政連と税理士会は、税理士制度が国民にとってなくてはならない重要な制度であることから、税理士会への強制入会制と無償独占制度を守るため、関係議員に税理士会の主張と税理士制度の重要性を訴えるなど対応しました。

登録・入会制の問題は、税理士制度の根幹に関わる問題であり、その見直しはどうてい容認できません。規制改革の議論においては、一歩対応を誤ると制度の崩壊にも繋がりかねず、適切な対応が求められます。税政連は、今後も税理士制度に影響を与える規制改革の動向に対して、迅速的確に対応しなければなりません。

### (3) 社会保障・税番号制度（マイナンバー）への対応

平成28年1月から個人番号（マイナンバー）等が利用開始された社会保障・税番号制度については、税理士事務所や中小企業にも従業員の番号管理等の義務が大企業と同様に課せられました。日税連と税理士会は、この制度の円滑適正な運用に資するため、政府に協力し会員への周知と会員を通じての中小企業へのPRを進めています。同時に、納税者に過度の負担とならないよう、政府への提言を行っており、税政連は、連携してマイナンバー制度に積極的に対応しています。

## (4) TPP（環太平洋経済連携協定）等の外交政策への対応

TPP（環太平洋経済連携協定）の交渉分野の一つには、「越境サービス貿易」が含まれていました。今後も弁護士・公認会計士の資格が外国との条約等により相互承認された場合は、外国の弁護士・会計士による日本の税理士資格取得が認められるおそれがあることから、税政連と税理士会は、税理士制度に影響を与える政策に対しては情報収集に努め迅速的確に対応いたします。

## 税政連のあゆみ

### 昭和 38.10 全国納税者政治連盟を結成

43. 1 全国納税者政治連盟を日本税理士政治連盟に改組

55. 4 税理士法改正が実現（昭和55年改正）

### 平成 4. 7 不動産コンサルタント問題が決着

8. 3 「南九州訴訟」で最高裁判決

9. 6 地方自治法改正で外部監査人の適格者に税理士を明記／税理士制度改革推進議員連盟が結成される

13. 4 東京地方税政連から千葉県税政連が分離

5 税理士法改正が実現（平成13年改正）

14. 5 商法改正で現物出資等の証明者に税理士を明記

15. 2 公認会計士法の改正に関し資格取得制度（公認会計士の資格での税理士登録）の見直しを訴える

5 地方独立行政法人法の制定で同法人の監事に税理士を明記

7 国立大学法人法に外部有識者の活用を規定

17. 6 会社法が成立（会計参与制度が創設される）

18.12 特殊支配同族会社の役員給与損金不算入制度の見直し（適用除外となる基準所得額を800万円→1600万円に）

20. 1 政治資金規正法改正で登録政治資金監査人の適格者に税理士を明記

22. 3 特殊支配同族会社の役員給与の損金不算入制度の廃止が実現（法人税法第35条）

22.12 「更正の請求期間の見直し」「納税者権利憲章の制定」「税務調査手続の見直し」「税理士制度の見直し」が平成23年度税制改正大綱に明記

23. 3 東日本大震災による災害関連の緊急税制改正等に関して提言及び緊急要望の実現を訴える

24. 7 韓国税務士会、国会等を訪問し、韓国税務士制度を調査

24. 8 メールマガジン「日本税政連ニュース」を創刊

26. 3 税理士法改正が実現（平成26年改正）

26. 9 ドイツ・ミュンヘン税理士会を訪問しドイツ税理士制度を調査

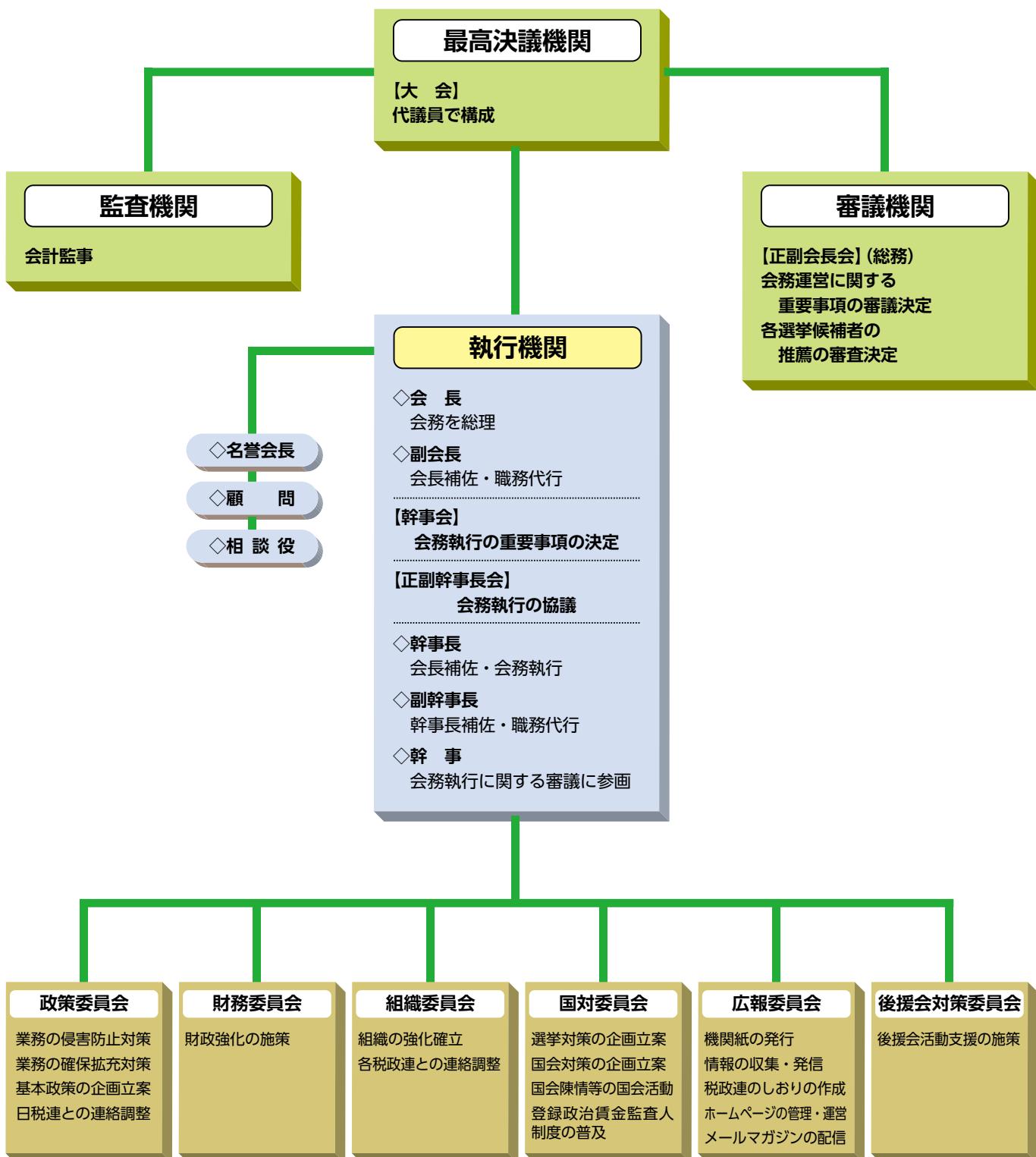
27. 1 ホームページを開設

30. 9 政策担当秘書制度の見直しが実現

令和 4. 3 税理士法改正が実現（令和4年改正）



## 日本税理士政治連盟の組織・構成図



# 日本税理士政治連盟と全国の税理士政治連盟

## ⑭南九州税理士政治連盟

〒862-0971  
熊本中央区大江5-16-9  
クラシアガーデン大江201  
TEL : 096-363-1191  
FAX : 096-371-2766

## ⑮沖縄税理士政治連盟

〒901-0152  
那覇市字小禄1831-1  
沖縄産業支援センター7階  
TEL : 098-859-6225  
FAX : 098-859-6223

## ⑯四国税理士政治連盟

〒760-0017  
高松市番町2-7-12  
TEL : 087-823-2515  
FAX : 087-823-2080

## ⑰九州北部税理士政治連盟

〒812-0016  
福岡市博多区博多駅南1-13-21  
TEL : 092-473-8761  
FAX : 092-481-3878

①  
北海道

〒141-0032  
東京都品川区大崎1-11-8  
日本税理士会館5階  
TEL : 03-5435-0910  
FAX : 03-6420-3372

## ①北海道税理士政治連盟

〒064-0823  
札幌市中央区北3条西20丁目2-28  
北海道税理士会館2階  
TEL : 011-618-5321  
FAX : 011-618-0635

## ②東北税理士政治連盟

〒984-0051  
仙台市若林区新寺1-7-41  
東北税理士会館  
TEL : 022-293-0503  
FAX : 022-293-6731

## ③関東信越税理士政治連盟

〒330-0842  
さいたま市大宮区浅間町2-7  
TEL : 048-643-1661  
FAX : 048-643-1475



## ⑧東海税理士政治連盟

〒450-0003  
名古屋市中村区名駅南2-14-19  
住友生命名古屋ビル22階  
TEL : 052-581-7508  
FAX : 052-561-2866

## ④千葉県税理士政治連盟

〒260-0024  
千葉市中央区中央港1-16-12  
千葉県税理士会館3階  
TEL : 043-243-1526  
FAX : 043-243-1553

## ⑤東京税理士政治連盟

〒151-0051  
東京都渋谷区千駄ヶ谷5-11-1  
東京税理士協同組合会館3階  
TEL : 03-3356-4479  
FAX : 03-3356-4459

## ⑨名古屋税理士政治連盟

〒464-0841  
名古屋市千種区覚王山通8-14  
税理士会ビル4階  
TEL : 052-752-7097  
FAX : 052-752-5055

## ⑥東京地方税理士政治連盟

〒220-0022  
横浜市西区花咲町4-106  
東京地方税理士会館2階  
TEL : 045-243-0521  
FAX : 045-243-0522

## ⑩近畿税理士政治連盟

〒540-0012  
大阪市中央区谷町1-5-4  
近畿税理士会館5階  
TEL : 06-6944-9040  
FAX : 06-6944-9050

## ⑪中国税理士政治連盟

〒730-0036  
広島市中区袋町4-15  
中国税理士会館3階  
TEL : 082-246-0088  
FAX : 082-245-8377

## ⑫北陸税理士政治連盟

〒920-0022  
金沢市北安江3-4-6  
TEL : 076-223-1841  
FAX : 076-223-1873

名称(税政連)	管 轄(都道府県)
北海道	北海道
東 北	宮城県、岩手県、福島県、秋田県、青森県、山形県
関 東 信 越	埼玉県、茨城県、栃木県、群馬県、長野県、新潟県
千 葉 県	千葉県
東 京	東京都
東 京 地 方	神奈川県、山梨県
北 陸	石川県、福井県、富山県
東 海	愛知県（名古屋税政連の管轄を除く）、静岡県、三重県
名 古 屋	愛知県（名古屋市、半田市、常滑市、東海市、大府市、知多市、豊明市、日進市、清須市、北名古屋市、長久手市、愛知郡、西春日井郡、及び知多郡）、岐阜県
近 畿	大阪府、京都府、兵庫県、奈良県、和歌山県、滋賀県
中 国	広島県、岡山県、山口県、鳥取県、島根県
四 国	香川県、愛媛県、徳島県、高知県
九 州 北 部	福岡県、佐賀県、長崎県
南 九 州	熊本県、大分県、鹿児島県、宮崎県
沖 縄	沖縄県



# 日本税理士政治連盟

令和5年4月発行

注：本冊子は令和4年12月31日時点での内容を記載したもの

---

〒141-0032 東京都品川区大崎1-11-8 日本税理士会館 5階  
TEL: 03-5435-0910 / FAX: 03-6420-3372  
ホームページ: <https://nichizeisei.jp/>

